

平成21年8月7日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官 松本泰子

平成20年(家ホ)第753号 離婚等請求事件

口頭弁論終結の日 平成21年6月24日

判 決

本 籍

住 所

原 告 A 子

同訴訟代理人弁護士 板 橋 喜 彦

本 籍 原告と同じ

住 所

被 告 B 男

同訴訟代理人弁護士 C

主 文

- 1 原告と被告とを離婚する。
- 2 原告と被告との間の長女D(平成10年12月25日生)の親権者を原告と定める。
- 3 被告は原告に対し本判决確定の日から前記長女が成年に達する日まで毎月末日限り2万円を支払え。
- 4 被告は原告に対し100万円及びこれに対する本判决確定の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 5 原告のその余の請求を棄却する。
- 6 訴訟費用は、これを3分し、その2を被告の負担とし、その余を原告の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第 1 請 求

- 1 主文1及び2項と同旨。

2 被告は，原告に対し，本判決確定の日から前記長女が成年に達する日が属する月まで毎月末日限り5万円を支払え。

3 被告は，原告に対し，300万円及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事実の概要

1 本件は，原告が，被告に対し，被告の威嚇や嫌がらせ等によって婚姻が破綻したとして，民法770条1項5号による離婚並びに離婚に伴う慰籍料300万円及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで民法所定の年5分の割合によるの遅延損害金の支払いを求めるとともに，長女の親権者を原告と指定し，長女の養育費として，本判決確定の日から長女が成年に達する日の属する月まで毎月末日限り5万円の支払いを求める事案である。

2 前提となる事実（次の事実は，弁論の全趣旨又は末尾括弧内掲記の証拠等によって容易に認められる。）

(1) 原告（昭和42年9月26日生）と被告（昭和38年6月14日生）は，平成5年1月25日婚姻の届出をし，その間に長女D（平成10年12月25日生）が出生した（戸籍謄本）。

(2) 原告は，平成21年3月4日ころ，長女を連れて前記被告肩書住所地所在の住居（以下「自宅」という。）を出て，原告と被告は，これ以降，別居（以下「本件別居」という。）をしている。

(3) 原告は，東京家庭裁判所に対し，平成20年6月ころ，離婚を求めて，夫婦関係調整調停の申立て（同裁判所同年（家イ）第3432号事件）をしたが，同調停手続は，同年8月5日，不成立によって終了した（調書（不成立）謄本）。

3 当事者の主張

(原告の主張)

(1) 離婚原因及び慰籍料について

ア 被告は、婚姻期間中の3分の2程度の期間定職に就いていなかったにもかかわらず、釣りに興じていた。

イ 被告は、平成18年10月、原告の反対を押し切って株式会社を設立して飲食店の営業を始め、平成19年8月、資金に不足をきたし、原告名義でカードローンを借りるよう強く追って原告に300万円のカードローンを組ませたほか、原告の貯蓄約80万円も渡すよう追ってこれを抛出させた挙げ句、原告に相談することなく、自己破産を決意してこれを弁護士に委任し、原告から説明を求められても、「お前に説明しても分からないだろ。」と暴言を吐いて説明を拒み、事業の失敗についての謝罪もしなかった。そのような状況にありながら、被告は、泊まりがけも含めて釣りに行っていった。

ウ 被告は、夫婦関係について話し合いを求める原告に対し、「お前は頭がおかしい。」などと暴言を吐いて話し合いに応じず、離婚届を原告に投げつけ、「あっちへ行け。馬鹿が。」などと言い、また、わざと大きな音を立ててドアを閉めたり、原告を台所に立ち入らせないなどの原告を威嚇する言動や大音量でテレビをつけるなどの嫌がらせを繰り返した。

エ 被告は、タクシー会社で勤務して収入を得ているにもかかわらず、平成20年3月から原告に生活費を渡さない。

オ 以上のとおり、被告の有責行為によって原告と被告との婚姻関係は破綻したから、被告は、原告に対し、不法行為に基づき、婚姻破綻による離婚に伴う慰籍料債務を負うところ、原告の精神的苦痛に対する慰籍料は300万円を下らない。

(2) 親権者の指定について

長女の監護養育は原告が担ってきており、被告はほとんど関わってこなかったこと、被告は、近時においては、自分の朝食だけを用意し、長女に対し「お前の分はない。」と言い、また、長女の弁当を作らなければならない原

告に台所を使わせないなどの謙がらせをすること、長女は原告との生活を望んでいることなどによれば、長女の親権者を原告と定めるのが相当である。

(3) 養育費について

被告は、年間400ないし500万円程度の給与収入を得ていることによれば、長女の養育費として少なくとも月額5万円を負担すべきである。

(被告の主張)

(1) 離婚原因及び慰謝料について

ア 原告と被告との婚姻関係が破綻していることは認め、原告と被告との離婚については争わないが、慰謝料について争う。

イ(ア) 被告が釣りに行っていたのは数か月に1度程度であり、多額の金員を支出したことはない。

(イ) 原告は、被告による会社の設立及び飲食店開業について、「大丈夫なの。」と質問した程度であり、被告が原告の反対を押し切って事業を始めたということはない。

(ウ) 被告は、平成19年8月ころ、資金不足のため、原告に対し、原告名義での300万円のカードローン借入れを求め、原告が同借入れをしたことは認めるが、懇願しただけであって、強く迫ったのではない。また被告は、原告からその貯蓄約80万円を受け取ったことはない。被告は原告に対し、経営状態を話さなかったが、被告1人で経営しており、原告に話してもわからなかったからである。また、被告は、資金繰りに窮しており、被告が、原告に相談することなく、弁護士に自己破産手続をとることを委任し、事業の失敗について謝罪しなかったのは、原告が話し合いに応じる余地がなかったからである。被告が釣りに出掛けるのは2か月に1回程度である。

(エ) 被告が、原告に対し、感情的になって、「お前は頭がおかしい。」などと発言をしたり、離婚届を原告に投げつけ、「あっちへ行け。馬鹿が。」

などと言ったことは認めるが、原告も、同内容の発言をしており、被告が一方的に脅迫まがいの言動を繰り返したのではない。また、被告は、わざと大きな音を立ててドアを閉めたり、原告を台所に立ち入らせないなどの原告を威嚇する言動や大音量でテレビをつけるなどの嫌がらせを繰り返したことはない。

(オ) 被告は、平成20年3月から原告に生活費を渡していないが、被告及び長女の食費を支出している。

ウ 前記イ記載のとおりであるから、被告は、原告に対し、不法行為に基づき、婚姻破綻による離婚に伴う慰籍料債務を負うことはない。

(2) 親権者の指定について

被告は、1日おきに長女の食事の世話をしており、また、休日も長女の世話をしているのに対し、原告は長女の世話をほとんどしておらず、長女に暴力を振るったことがあること、原告は、父親である被告が自己破産をしたとの噂が広まれば、長女の今後の生活に不利益になるにもかかわらず、腹いせとして、自宅が所在するマンションの管理組合の関係者、長女の担任教諭や原告の知人に被告が自己破産手続をしたと言いつらしていること、長女は被告と一緒に暮らしたいと考えていること、原告は、本件別居開始に伴い、長女を小学校に登校させなかった期間があることによれば、長女の親権者を被告と定めるのが相当である。

(3) 養育費について

前記(2)記載のとおり、被告が親権者として長女を監護養育するのが相当であるから、被告が原告に長女の養育費を支払う理由はない。

第3 当裁判所の判断

1 離婚について

弁論の全趣旨によれば、原告と被告は、いずれも離婚の意思を有しており、これによれば、原告と被告との婚姻関係は破綻していて、その修復の可能性は

ないと認められ、婚姻を継続し難い重大な事由がある。

2 慰籍科について

(1) 前記第2の2記載の前提となる事実に加え、証拠（甲1ないし4，11，16，17ないし22，乙13，原告，被告）及び弁論の全趣旨によれば，次の事実が認められる。

ア(ア) 被告は，婚姻開始当時，佐川急便に勤務していたところ，平成9年ころ，これを辞めて，その後，四回ほど転職（その間に稼働していない期間がある。）を繰り返し，平成18年10月ころ，株式会社を設立し，同株式会社において飲食店の営業を始めた。

(イ) 原告は，平成3年ころから，慶應義塾大学附属病院において看護師として稼働している。

イ 被告は，釣りを趣味としており，前記ア(ア)記載の転職を繰り返していた期間においても，単独又は長女を連れて，海釣りに出掛けていた。

ウ 原告と被告は，平成8年4月ころ，原告において3300万円，被告において1050万円の借入れをして，自宅を購入した（登記名義は原告と被告の各2分の1の登記名義とした。）。

エ 被告は，前記株式会社の経営状態が悪化したため，原告に対し，平成19年8月ころ，資金繰りに窮しているとして，原告名義で借り入れるよう求め，原告は，これに応じて，原告名義のカードローンによって300万円を借入れ，また，貯蓄から約80万円を取り崩して，これらの金員を被告に用立てた。その後，被告は，原告に対し，カードローンによる借入れの追加を求めた。しかしながら，被告は，原告から同株式会社の状況や金員の用途についての説明を求められても，「お前に説明しても分からないだろ。」との発言をするだけで，原告に説明をせず，原告は，追加の借入れについては応じなかった。被告は，平成20年3月ころ，原告に相談することなく，自己破産手続をとることにして，弁護士に同手続をすることを依頼し，原告に対し，

事業の失敗についての説明や謝罪をすることはなかった。

オ 被告は、同月ころから、原告に生活費を交付しなくなり、同年5月ころからタクシー会社での勤務を始めて収入を得るようになってからも、生活費を交付しない状態を継続する一方、2か月に1回程度の頻度で泊まりがけを含めて海釣りに出掛けていた(なお、被告は、長女を同釣りに同行していた。)

カ 原告は、被告の言動に不信感を抱き、被告に対し、そのころ、離婚を含めて話し合いを求めた。被告は、原告に対し、「お前は頭がおかしい。」などと言ったり、離婚届を投げつけ、「あっちへ行け。馬鹿が。」と怒鳴り、また、自宅についても、一方的に「この家は売るんだよ。任意売却すると決めたんだ。」と威嚇的に言ったりするなどして、話し合いをすることに応じなかった。また、被告は、大きな音を立ててドアを閉めたり、原告を台所に立ち入らせないようにしたり、大音量でテレビを付けたり、原告が、被告が実印とし、原告が銀行届出印としていた印章を使用するために持ち出していたことについて、原告がその旨を説明しても、長女の前で原告を繰り返し泥棒と罵倒したりした。

キ 原告は、平成21年3月4日ころ、前記エないし力記載のような状況のもとで自宅において生活することは続けられないと考え、長女を連れて、自宅を出て、マンスリーマンション等での生活を始め、本件別居が開始した。

(2) 前記(1)ア(ア)記載の前記株式会社を設立及び飲食店の開業までの間に、被告が釣りに出掛けた頻度が数か月に1回程度を超えていたり、被告の釣りのための支出によって家計が逼迫したりしていたと認めるに足りる的確な証拠はない。

(3)ア 原告作成の陳述書(甲11)及び同人の本人尋問においては、被告が原告に対し殴ったり蹴ったりした旨の記載及び供述がある。

イ しかしながら、被告はこれを否定するところ、前記ア記載の陳述書の記載及び尋問における供述を裏付ける的確な証拠はなく、同記載及び供述によっ

て同ア記載の原告主張事実を認めることはできず、他に同主張事実を認めるに足りる証拠はない。

(4)ア 原告は、被告が、前記(1)ア(ア)記載の株式会社の設立及び飲食店開業について、原告の反対を押し切って事業を始め、また、原告に貯蓄80万円の支出や300万円の借入れを強いた旨の主張をし、これに沿う原告作成の陳述書(甲11)の記載及び同人の本人尋問における供述がある。

イ しかしながら、前記ア記載の陳述書の記載及び尋問における供述は、原告による事業への反対並びに被告が原告に金員の支出及び借入れを強いたことの具体的な態様等が明らかでないのであり、同記載及び供述によって直ちに同ア記載の原告主張事実を認めることはできず、他に同事実を認めるに足りる証拠はない。

(5)ア 被告は、原告も、被告に対し、前記(1)カ記載の被告の発言と同様の発言をしていた旨の主張をし、これに沿う被告作成の陳述書(乙13)の記載及び同人の本人尋問における供述があり、証拠(原告)によれば、原告も被告の同発言に対して黙っていたのではなく、言い返していたと認められる。

イ しかしながら、前記ア認定の事実や同記載の陳述書の記載及び尋問における供述によっても、原告の発言が威嚇的、攻撃的なものであったかどうかについて明らかではなく、同認定事実や証拠によって直ちに原告が被告に対して前記(1)カ記載の被告の発言と同様の発言をしていたと認めることはできず、他に同事実を認めるに足りる的確な証拠はない。

(6) 前記(1)記載の事実及び同(2)ないし(5)記載の各事情によれば、被告の株式会社設立に至るまでの期間における釣り、被告による株式会社設立及びその経営悪化に伴う原告への借入れ等の求めは、これらの行為によって直ちに原告と被告との婚姻関係が破綻したとか、同行為について慰藉料をもって償うべき不法行為に該当すると認められないが、その後における被告の原告に対する言動は、原告と被告との婚姻関係破綻の主たる原因として、被告において

同破綻による離婚に伴う慰籍料の支払いをもって償うべき不法行為に該当すると認められ、同事実その他本件に現われた諸般の事情を斟酌すれば、慰籍料額は100万円とするのが相当である。

3 親権者の指定について

(1) 証拠（甲11，乙13，原告，被告）及び弁論の全趣旨によれば，次の事実が認められる。

ア 長女の監護養育は，その出生以降，主として原告が担ってきており，被告は，主として釣りなど遊びに連れていったり，近時において，自分が食事を作って食べる際に長女がいれば，一緒に食事をしたりする関わりを持っていた。

イ 原告の看護師としての勤務は，月8休であり，週のうち1日が午前10時から午後6時30分までの遅番勤務，その他の日が午前8時から午後4時30分までの早番勤務であり，遅番勤務の場合，原告は，その母親に長女の夕食を準備して長女と一緒に食事をするよう依頼して，同母親においてこれを行っている。被告は，タクシー会社においてタクシー乗務員として勤務し，月12日の勤務日には，午前9時40分までに点呼を受け，午前10時ころまでに出庫し，翌日午前6時ころまで20時間程度継続してタクシーに乗務している。

(2) 原告が長女に暴力を振るったことや，原告が，腹いせとして，自宅が所在するマンションの管理組合の関係者，長女の担任教諭や原告の知人に被告が自己破産手続をしたことを言いふらしたことを認めるに足りる的確な証拠はない。

(3) 被告は，原告と被告が離婚した場合に，長女が被告と一緒に暮らしたいと考えていると主張し，これに沿う長女作成のメモ（乙5）の記載があるが，他方，同メモの記載内容を否定し又はこれと齟齬する内容の長女作成の書面（甲12，13，24）もある。

(4) 証拠（甲 1 1 , 原告 , 被告）及び弁論の全趣旨によれば , 原告は , 本件別居開始当初 , しばらくの間 , 長女を小学校に登校させなかったと認められるものの , 他方 , 同不登校は , 被告が同小学校に頻繁に電話連絡をしたことや , 被告において要求した登校中の長女との面会の際に長女に対してした被告の発言がその一因となったと認められる。

(5) 以上によれば , 長女の親権者を原告と定めるのが相当である。

4 養育費について

前記 2 (1)記載の事実に加え , 証拠（甲 6 , 乙 4 , 原告 , 被告）及び弁論の全趣旨によれば , 原告は , 看護師として大学の附属病院において稼働しており , 平成 1 9 年の給与年収は約 8 0 0 万円であり , 被告は , 平成 2 0 年 5 月からタクシー乗務員として稼働しており , 同月 6 日から同年 1 2 月までの約 8 か月の給与収入は 2 7 7 万 0 4 9 0 円であると認められ , 被告について , その稼働期間に基づいて換算すると , 給与年収は約 4 2 0 万円となり , これらの各収入額を前提として , 標準的な算定方法（判例タイムズ 1 1 1 1 号参照）により長女の養育費を算定すると , 被告は , 原告に対し , 長女の養育費として , 本判決確定の日から長女が成年に達する日まで毎月末日限り 2 万円を支払うのが相当である。

第 4 結論

以上によれば , 原告の請求は , 離婚並びに慰籍料 1 0 0 万円及びこれに対する本判決確定の日の翌日から支払済みまで民法所定の年 5 分の割合による遅延損害金の支払いを求める限度で理由があるからこれを認容し , その余の部分は , 理由がないからこれを棄却することとし , 長女の親権者を原告と定め , 被告が , 原告に対し , 長女の養育費として , 本判決確定の日から長女が成年に達する日まで毎月末日限り 2 万円を支払うことを命じることとする。

東京家庭裁判所家事第 6 部

裁判官 中 川 正 完